様式第３号（第２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都留市長　　　　　　㊞

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）却下通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者の指定（更新）申請については、次の理由により却下としましたので通知します。

　却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

1　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に都留市長に対し審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日から起算して６月以内に都留市を被告として（訴訟において市を代表するものは都留市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。